

二次相続でトラブルになる可能性も!?

こんな相続対策を 考えるお客様に 実践したいアドバイス

二次相続でトラブルになりそうな事例を5ケース挙げ、どんな提案をすべきか紹介する。

深川雄 深川雄税理士事務所 税理士



Case 1

自分の死後は妻が全ての財産を相続するのが当然と考えているお客様

二次相続で負担が増える可能性を伝え 配偶者の資産状況などをヒアリング



相

相続対策を検討するときには、一次相続と二次相続のトータルで遺産の分配方法を考える必要がある。これは一次相続と二次相続で同じ資産額を相続しても、二次相続のほうが税負担が増えることや、年齢的に考えて一次相続後、比較的短い期間で二次相続が発生するからだ。

二次相続で税負担が増えるのは、何より配偶者の税額軽減の特例が適用できないことと、相続人の人数が減ることが主な要因である。

配偶者の税額軽減の特例とは、配偶者が相続した遺産が法定相続分以下または1億6

000万円以下であれば、配偶者には相続税が課税されない規定だ。一次相続で配偶者に遺産を多めに相続させて、この特例を適用させれば税額を少なくすることができる。

しかし、二次相続では配偶者の税額軽減の特例が使えない。一次相続で配偶者が多額の財産を相続した場合、二次相続で結果的にその財産を子どもたちが相続するため、相続税は高くなってしまふ。また、相続人の人数が減ること

配偶者に集めたほうが
有利なケースもある

では、一次相続の時点で配偶者に財産を渡すことは不適切なのだろうか。実はそんなことはない。

例えば、配偶者が専業主婦で財産がほとんどない場合、一次相続時点で財産を多少配偶者に相続させたほうが一次

相続と二次相続トータルで考えると節税効果が高い。一般的に二次相続のほうが税額が高くなる傾向にあるが、二次相続も基礎控除までは税金は発生しないためである。

少なくとも二次相続の基礎控除相当の財産を配偶者に渡すことで、一次相続では配偶者の税額軽減の特例、二次相続では基礎控除により無税で子どもに財産を移転できる。

また、一次相続の税率が高い場合は、配偶者に財産を集めることによって二次相続で相続税が発生したとしてもトータルで考えると有利なケースもある。

配偶者の状況等を
よくヒアリング

ほかにも配偶者の年齢が若いなら、一次相続が発生した時点で一旦配偶者に財産が全部相続されたとしても、配偶者は長期的に子どもに生前贈

▼こんなアドバイスを行おう



与をすることで、相続税を抑えることが可能となる。

さらに小規模宅地等の特例も考慮する必要がある。一次相続で子どもに自宅を相続すると、配偶者がいると小規模宅地等の要件には当てはまらない場合がある。そのケースでも、一次相続で一旦配偶者が自宅を相続し、その後子どもが相続すると小規模宅地等の特例の適用要件を満たすことも十分に考えられる。

持ち家を持っていない子どもが最終的に相続する場合にも検討すべき事項だ。

2020年4月には配偶者居住権が創設されたことにより、一次相続と二次相続の計算がさらに複雑化している。一次相続の段階で配偶者居住権と所有権に分けて相続すれば、二次相続では自動的に配偶者居住権が消滅し、税負担が生じることなく親から子どもへ一部の財産を移転するこ

とが可能なのである。

いずれにせよ、単純に一次相続時点で配偶者に資産を集めることがダメなのではなく、また子どもに財産を渡したほうが良いとも限らない。担当者は、配偶者固有の財産、配偶者の年齢、自宅の利用状況などをよくヒアリングしよう。そのうえで税理士も交えてコミュニケーションを行い、お客様に相続対策を考えてもらうことが重要だ。